

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更）に係る面談
2. 日時：令和2年11月17日（火）15時00分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
宇野課長補佐、横山係長、高木技術参与  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当4名（テレビ会議システムによる出席）

## 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、11月17日付けで申請のあった実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更）について、資料に基づき以下の説明があった。
  - 申請の概要・目的
    - ✓ 多核種除去設備（以下「ALPS」という。）にて汚染水を処理する際に発生する廃棄物収納用の高性能容器（以下「HIC」という。）は、使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第二／第三施設）に一時保管しているが、今後、ALPS 二次処理を行う場合、HIC の発生量が増加し、保管施設の容量が逼迫するおそれがある。
    - ✓ そのため、使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）のうち、使用見込みのないKURION等格納用ボックスカルバート64基分を撤去し、代わりにHIC格納用ボックスカルバート192基分を増設することでHIC保管容量を確保し、ALPSの安定運転に資することを本申請の目的としている。
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、以下についてコメントした。
  - 資料中の記載について既認可を引用している部分と本申請で変更する部分を明確化すること。
    - ✓ 今回の申請は、既認可の設備の変更であるため、変更する部分について、既認可の内容をそのまま引き継ぐ部分と変更する部分の関係性を含めて分かりやすく説明すること。
    - ✓ 解析評価の場合であれば、条件設定は既認可を引き継いだまま変更部分の数値を変えて再解析し、結果が変わったものなのか、もしくは条件設定を含めた変更なのか等、その解析について説明すること。
    - ✓ また、強度評価であれば、追加分の評価は全く同じ設計および解析手法を引き継ぐのか、あるいは新手法によるものなのかなどについて整理し、説明すること。
  - 既設置の吸着塔及び今回の変更で追加する吸着塔の側面線量評価及び低線量HIC閾値については、過剰に保守的な数値となるため、線量測定実績に基づき新たに敷地境界線量を下方修正した評価とするとしているが、その下方修正の根拠としている線量測定実績を用いた新たな評価条件の妥当性について説明すること。

- 変更後の敷地境界線量評価について、各ケースの評価線量の相違が何の要因によるのか、KURION 等格納用ボックスカルバートの削減と HIC の追加の相殺あるいは包絡関係や上記評価線量の見直し後の影響によるものなのかなどをわかりやすく整理して説明すること。
- 保管本数など第三施設の現在の保管状況について説明すること。

## 6. その他

資料：使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更に係る実施計画変更認可申請について（補足説明資料）